

広報 ほこた 臨時号

令和2年6月12日発行

※6月3日(水)時点での情報
をもとにまとめたものです。

新型コロナウイルス関連

支 援 情 報

広報ほこた臨時号を発行するにあたり、市民の皆様一人ひとりが、感染拡大を予防するため、外出の自粛・うがい・手洗いの励行など、今出来ることを精一杯続けてこられた努力が、「緊急事態宣言」の解除に繋がったものであると心から感謝を申し上げます。

これまでも外出自粛要請の中にあって、市民の皆様には大変なご努力をいただいております。国が示す「新しい生活様式」による感染予防の行動を心掛けることで、市内での感染症の発生を抑えることができ、自分だけではなく、大切な家族や友人、隣人の命を守ることに繋がります。

新型コロナウイルスは、終息を予測することが難しく、ここで気を緩めると再び新型コロナウイルス感染症の流行を引き起こす恐れもあります。引き続き油断することなく、感染に対する不安と日常の閉塞感に負けない強い心を持ち、銚田市が一つになってこの難局を乗り越えて行きましょう。

そこで、市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民の皆様の生活の安定を図るとともに、事業活動の縮小を余儀なくされている事業者への継続支援、学校再開に向けた取り組みを支援するため、市議会のご理解とご協力を得ながら、でき得る限りの事業を展開してまいります。

今後も、迅速かつ的確な対応に努めてまいりますので、重ねまして市民の皆様方のご協力を心からお願い申し上げます。

銚田市長 **岸田 一夫**

■目次

1 がんばる銚田の学生応援事業	1 頁
2 銚田市がんばる事業者支援事業(「がんばる商店支援事業」拡充)	1 頁
3 銚田市出前・テイクアウト推進事業	2 頁
4 銚田市雇用継続支援事業	2 頁
5 銚田市茨城県パワーアップ融資信用保証料補給金交付事業	3 頁
6 銚田市中心小企業信用保証料補給金交付事業	3 頁
7 銚田市中心小企業事業資金融資利子補給金交付事業	4 頁
8 銚田市中心小企業等家賃支援事業	4 頁
9 持続化給付金(国)	5 頁
10 茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(県)	5 頁
11 雇用調整助成金(特例措置)	6 頁
12 銚田市ツアー企画開催事業	7 頁
13 銚田市飲食推進事業	8 頁
14 銚田市宿泊推進事業	8 頁
15 農林漁業者への資金繰り支援策	9 頁
16 感染拡大防止対策に伴うマスクの配付(市)	13 頁
17 妊婦に対するマスクの配付(国)	14 頁
18 徴収猶予の「特例制度」	14 頁
19 水道料金・下水道使用料の徴収猶予	15 頁
20 国民年金保険料の減免等について	15 頁
21 特別定額給付金事業	16 頁
22 住居確保給付金(家賃)	16 頁
23 緊急小口資金の貸付	17 頁
24 総合支援資金の貸付	17 頁
25 子育て世帯への臨時特別給付金支給事業	18 頁
26 ひとり親家庭に「銚田こだわりごはんチケット」を配布	18 頁
27 小学校休業等対応助成金(労働者を雇用する事業主の方)	19 頁
28 小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方)	19 頁
29 「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」	20 頁
30 中小事業者等に対する固定資産税の軽減措置	21 頁
31 各証明書発行手数料の免除について	21 頁
32 県内の相談窓口について	22 頁

※各事業の市へのお問い合わせは、月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く)
午前8時30分から午後5時15分までとなります。

1. がんばる銚田の学生応援事業

問い合わせ先：まちづくり推進課 ☎ 36-7154

【支援の目的】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、帰省等移動の自粛やアルバイト等による生活費の確保が困難となっている銚田市出身で市外在住の学生に対して、銚田の産品等を詰め合わせた応援物資「銚田の誇り BOX」を無料でお届けします。

【支援の内容】

銚田市産の生活物資、マスク等の衛生用品、ギフトカードなどを詰めた「銚田の誇り BOX」を届けます。

【対象者】

- (1) 市内に住所を有する保護者等の子
- (2) 市外に在住する学生※1

※1 国内にあって、銚田市外に設置された学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を除く）、同法第97条に規定する大学院、同法第124条に規定する専修学校または同法第134条に規定する各種学校に在学する学生とします

【必要書類等】

学生証の画像データと、市外に在住していることがわかるもの（公共料金の請求書、アパートの契約書等の画像データ）を電子申請ページから添付してください。

【申請方法】 市ホームページから電子申請により申請してください。

【申請期限】 8月17日（月）まで



市ホームページ

2. 銚田市がんばる事業者支援事業（「銚田市がんばる商店支援事業」拡充）

問い合わせ先：商工観光課 ☎ 36-7655

【支援の目的】

市内の中小企業及び個人事業者が、新型コロナウイルスの対応を目的とし、新たに取り組む意欲的且つ継続性のある事業に要する経費に対し、補助金を交付します。

【支援の内容】

対象経費：新型コロナウイルスに関する専門業務の委託や、備品、消耗品の購入など
補助額：対象経費の3/4かつ上限30万円

【対象者】

次のいずれかに該当する事業者

- (1) 市内で創業しようとする方又は創業後3年以内の方
※市外に本店があるチェーン店又はフランチャイズ店は対象外
- (2) 市に住民登録をしている個人で、市内で営業している方
- (3) 市に法人開設届を提出している法人
- (4) 市内において、商業等店舗が概ね5店舗以上近接して商業集積を形成している地域の団体等
- (5) 市内の中小企業者により組織され、活動の拠点が市内にある団体等
- (6) 商工会
- (7) 商業等の振興及び活性化に寄与すると認める方及び団体等

【必要書類等】

- (1) 申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 申請者の住民票の写し（法人の場合、登記事項証明書の写し）
- (5) 誓約書
- (6) 名簿

【申請期限】 令和3年3月31日まで

【申請方法】 必要書類を添付し、郵送により申請ください。

3. 銚田市出前・テイクアウト推進事業

問い合わせ先：商工観光課 ☎ 36-7655

【支援の目的】

新型コロナウイルス感染症の影響により、集客が落ち売上が減少した飲食店等が行う出前やテイクアウトに対して、販売価格を一部補助することで消費喚起を図り、経営の安定化を支援します。

【支援の内容】

出前もしくはテイクアウトにより提供した商品 1 品につき、販売価格の 1/2 かつ 300 円を上限に補助（1 事業者の補助上限は 30 万円）

【対象者】

次に掲げる全ての要件を満たす事業者

- (1) 市内に店舗がある飲食店又は弁当店で、小規模事業者及び個人事業主に該当し、銚田市商工会に加入している事業者
- (2) 市内で出前（デリバリー）又はテイクアウト事業を開始している又は開始する予定の事業者
- (3) 市税を滞納していないこと

【必要書類等】

- (1) 申請書
- (2) 登録申込書
- (3) 事業（販売）計画書
- (4) 営業許可証の写し

※その他の書類等を求める場合があります。

【申請期限】 令和 2 年 7 月 27 日まで

【申請方法】 必要書類を添付し、郵送により申請ください。

4. 銚田市雇用継続支援事業

問い合わせ先：商工観光課 ☎ 36-7655

【支援の目的】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業により労働者の雇用の維持を図るため雇用調整助成金の申請をした事業主に対し、申請に係る費用について補助金を交付します。

【支援の内容】

社会保険労務士等へ依頼した費用の 1 / 2 かつ 50 万円を上限として補助します。

【対象者】

次に掲げる全ての要件を満たす事業者

- (1) 銚田市内に主たる事業所がある事業者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業者
- (3) 市税を滞納していないこと

【必要書類等】

- (1) 申請書
- (2) 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- (3) 雇用調整助成金等に係る国への提出書類（社会保険労務士等に依頼したことが確認できる書類）の写し
- (4) 社会保険労務士等への支払いの完了を確認できるもの

【申請期限】 令和 3 年 3 月 31 日まで

【申請方法】 必要書類を添付し、郵送により申請ください。

5. 銚田市茨城県パワーアップ融資信用保証料補給金交付事業

問い合わせ先：商工観光課 ☎ 36-7655

【支援の目的】

新型コロナウイルスの影響により、売上等が減少した中小事業者の資金繰りを支援します。

【支援の内容】

茨城県パワーアップ融資制度を利用して令和2年4月以降に融資を受けた市内事業者に対し、茨城県が実施する信用保証料50%の補助に加え、事業者負担分の残り50%を銚田市が支援します。

【対象者】

令和2年4月以降、中小企業信用保険法第2条第5項第4号、第5号、及び第2条第6項に基づく認定を受け、茨城県パワーアップ融資制度を利用するため、茨城県信用保証協会に信用保証料を納付した事業者。(対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日)

【必要書類等】

- (1) 申請書
- (2) 茨城県パワーアップ融資申込書の写し
- (3) 保証料の納付をしたことがわかるものの写し（保証料を分納する場合はそれがわかるものの写し）

【申請期限】 令和3年3月31日まで

【申請方法】 必要書類を添付し、郵送により申請ください。

6. 銚田市中心小企業信用保証料補給金交付事業

問い合わせ先：商工観光課 ☎ 36-7655

【支援の目的】

新型コロナウイルスの影響により、売上等が減少した中小事業者に対し、自治金融制度を利用しやすい環境にすることで、中小事業者の資金繰りを支援します。

【支援の内容】

令和2年4月から令和3年3月までの期間中に、新たに自治金融制度を利用した事業者の初年度信用保証料を100%支援します。

【対象者】

銚田市中心小企業事業資金融資あっせん条例に基づき融資を受け、茨城県信用保証協会に信用保証料を納付した事業者。(対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日)

【必要書類等】

- (1) 申請書

【申請期限】

令和3年3月31日まで

【申請方法】

必要書類を添付し、郵送により申請ください。

7. 銚田市中小企業事業資金融資利子補給金交付事業

問い合わせ先：商工観光課 ☎ 36-7655

【支援の目的】

新型コロナウイルスの影響により、売上等が減少した中小事業者に対し、自治金融制度を利用しやすい環境にすることで、中小事業者の資金繰りを支援します。

【支援の内容】

令和2年4月から令和3年3月までの期間中に、新たに自治金融制度を利用した事業者の融資利子を支援します。

【対象者】

銚田市中小企業事業資金融資あっせん条例に基づき融資を受け、取扱金融機関に返済を行っている事業者（対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日）

【必要書類等】

- (1) 申請書
- (2) 同意書

【申請期限】 令和3年3月31日まで

【申請方法】 必要書類を添付し、郵送により申請ください。

8. 銚田市中小企業等家賃支援事業

問い合わせ先：商工観光課 ☎ 36-7655

【支援の目的】

新型コロナウイルスの影響により、売上等が大幅に減少した中小企業等の土地建物の賃料の負担を軽減し、事業継続を支援します。

【支援の内容】

賃料について支援します。

- (1) 賃料の総額が10万円未満の場合、3万円以内
- (2) 賃料の総額が10万円以上の場合、6万円以内
- (3) 補助金は賃料の1/3が上限（千円未満切り捨て）

※補助期間は令和2年1月から6月までの6カ月分

【対象者】

次の各号のいずれにも該当する事業者

- (1) 令和2年1月時点において銚田市内で事業を行っており、賃貸契約により銚田市内にある事務所等の賃料を支払っていること
- (2) 令和2年1月から令和2年6月までの1カ月の売上高が前年同月と比較し、20%以上減少していること
- (3) 市税を滞納していないこと

【必要書類等】

- (1) 申請書
- (2) 賃貸契約書の写し
- (3) 令和2年1月から6月までの1カ月の売上高が前年同月と比較し、20%以上減少していることが確認できる書類
- (4) 賃料等の支払いが確認できる書類
- (5) 誓約書

※その他の書類を求める場合があります。

【申請期限】 令和2年7月31日まで

【申請方法】 必要書類を添付し、郵送により申請ください。

9. 持続化給付金（国）

問い合わせ先：持続化給付金コールセンター（経済産業省）
0120-115-570

【支援の目的】

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため事業全般に広く使える給付金を支給します。

【支援の内容】

中小企業等 200万円

個人事業者 100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限。

【対象者】

- （1）新型コロナウイルス感染症の影響により、1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
- （2）2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- （3）法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者

【必要書類等】

- （1）2019年分の確定申告書類
- （2）売上台帳や帳簿等、対象月の月別事業収入が分かるもの
- （3）本人名義の口座通帳の写し（法人の場合は法人名義又は代理者名義も可）
- （4）本人確認書類（住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書）

【申請期限】 令和2年5月1日から受付開始

【申請方法】 持続化給付金の申請用ホームページから電子申請

※水戸、土浦、石岡、古河、筑西、ひたちなかに申請サポート会場あり（要予約）



市ホームページ

10. 茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（県）

問い合わせ先：茨城県休業要請・協力金対策チーム
029-301-5375

【支援の目的】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、茨城県の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止や営業時間の短縮に協力いただいた中小企業・個人事業主の皆様に対し、協力金を支給します。

【支援の内容】

対象施設で事業を営む方で、休業等に全面的に協力した事業者に対し、協力金を支給。

自己所有：10万円

賃借している対象施設が1カ所：20万円

賃借している対象施設が2カ所以上：30万円

【対象者】

- （1）茨城県に主たる事業所又は従たる事業所を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び個人事業主であること
- （2）みなし大企業でないこと
 - ・一の大企業（中小企業者等以外の者）が発行済株式総数又は出資総額の1/2以上を所有又は出資している中小企業者
 - ・複数の大企業が発行済株式総数又は出資総額の2/3以上を所有している中小企業者
 - ・役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

- (3) 茨城県の要請に応じ、県内にある対象施設で休業等に全面的に協力していること
- (4) 令和2年4月16日以前に開業しており、営業の実態があること

【必要書類等】

- (1) 申請書兼請求書
- (2) 誓約書
- (3) 協力金の振込先の通帳の写し
- (4) 事業活動を称する書面
- (5) 事業活動の内容が分かる書面
- (6) 休業又は営業時間を短縮したとが分かる書面
- (7) 役員等氏名一覧表及び主な株主又は出資者（法人のみ）
- (8) 本人の確認書面
- (9) 事業所の賃貸借契約書の写し（事業所を賃借している場合のみ）



県ホームページ

【申請期限】

令和2年6月30日まで

【申請方法】

レターパック、簡易書留等により郵送で申請

11. 雇用調整助成金（特例措置）

問い合わせ先：ハローワーク常陸鹿嶋 0299-83-2318
コールセンター 0120-60-3999

【支援の目的及び内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成します。

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置により、支給対象となる事業主や助成率など、多くの拡充措置が図られていますので、詳細な要件などについては、ガイドブックなどでご確認ください。

【助成額】

$(\text{平均賃金額}(\ast) \times \text{休業手当等の支払率}) \times \text{下表の助成率}$ （1人1日あたり8,330円が上限）

※平均賃金額の算定について、一定規模以下の事業所は簡略化する特例措置を実施する予定です。

区 分	大企業	中小企業※1
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	2/3	4/5 ※2
解雇をしていないなどの上乗せの要件を満たす事業主	3/4	9/10 ※2

※1 中小企業とは、以下の要件に該当する企業を言います

- ・小売業（飲食店を含む）：資本金5,000万円以下または従業員50人以下
- ・サービス業：資本金5,000万円以下または従業員100人以下
- ・卸売業：資本金1億円以下または従業員100人以下
- ・その他の業種：資本金3億円以下または従業員300人以下

※2 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請に協力し、その他要件を一部または全部満たす事業主に対しては、助成率を10/10に拡充しています。

【対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置は、以下の1～3の条件を満たす事業主が対象です

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している

- (2) 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※)
※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります
- (3) 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

【対象となる労働者】

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが助成対象です。
学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当も、「緊急雇用安定助成金」の支給対象となります。

【緊急対応期間】

令和2年4月1日～6月30日

【申請方法等】

計画届の提出や支給申請は、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークで行います。来所せずに、郵送やオンラインでの提出もできます。

問合せ先：ハローワーク常陸鹿嶋 0299-83-2318



ガイドブック

12. 鉾田市ツアー企画開催事業

問い合わせ先：商工観光課 ☎ 36-7655

【支援の目的】

新型コロナウイルス感染症の影響により打撃を受けた観光業に対し、収束後の観光業の支援策として、市内の観光資源等を活用し観光ツアー等を企画・開催した際に補助金を交付し、経営の安定化を支援します。

【支援の内容】

- 1つのツアー企画及び開催につき、1/2かつ50万円を上限として補助します。
(1 事業者の補助上限は100万円)

【対象者】

次に掲げる全ての要件を満たす事業者

- (1) 市内に主たる事業所があり、旅行業法に基づく茨城県知事の登録を受けている小規模事業者及び個人事業主（フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者は除く）で、鉾田市商工会に加入している事業者
- (2) 市税を滞納していないこと

【必要書類等】

- (1) 申請書
- (2) 登録申込書
- (3) 事業計画書
- (4) 営業許可証の写し

※その他の書類等を求める場合があります。

【申請期限】

後日、新聞折込み、ホームページ等でお知らせいたします。

【申請方法】

必要書類を添付し、郵送により申請ください。

13. 銚田市飲食推進事業

問い合わせ先：商工観光課 ☎ 36-7655

【支援の目的】

新型コロナウイルス感染症の影響により集客が落ち売上が減少した飲食店に対し、収束後の店舗経営の支援策として、店内で提供する飲食物の販売価格を一部補助することで消費喚起を図り、経営の安定化を支援します。

【支援の内容】

店舗において提供する商品 1 品につき、販売価格の 1/2 の額かつ 300 円を上限とし補助
(1 事業者の補助上限は 30 万円)

【対象者】

以下の要件をすべて満たす事業者

- (1) 市内で飲食店を経営する小規模事業者及び個人事業主で、銚田市商工会に加入している事業者
- (2) 市税を滞納していないこと

【必要書類等】

- (1) 申請書
 - (2) 登録申込書
 - (3) 事業（販売）計画書
 - (4) 営業許可証の写し
- ※その他の書類を求める場合があります。

【申請期限】

後日、新聞折込み、ホームページ等でお知らせいたします。

【申請方法】

必要書類を添付し、郵送により申請ください。

14. 銚田市宿泊推進事業

問い合わせ先：商工観光課 ☎ 36-7655

【支援の目的】

新型コロナウイルス感染症の影響により集客が落ち売上が減少した宿泊業者に対し、収束後の宿泊業の支援策として、宿泊費の一部を補助することで消費喚起を図り、経営の安定化を支援します。

【支援の内容】

宿泊客 1 人に対し、宿泊費（飲食代含む）2/3 かつ 5,000 円を上限に事業者へ補助金を交付します。
(1 事業者の補助上限額は 100 万円)

【対象者】

市内で旅館業法第 2 条第 2 項の旅館・ホテル営業について、同法第 3 条の営業許可を受けている事業者で、銚田市商工会に加入している事業者

【必要書類等】

- (1) 申請書
 - (2) 登録申込書
 - (3) 営業許可証の写し
- ※その他の書類を求める場合があります。

【申請期限】

後日、新聞折込み、ホームページ等でお知らせいたします。

【申請方法】

必要書類を添付し、郵送により申請ください。

15. 農林漁業者への資金繰り支援策

問い合わせ先：政策金融公庫 水戸支店 ☎ 029-232-3623

JA 茨城旭村 ☎ 37-0111

JA ほこた ☎ 33-5341

【支援の目的】

減収等により当面の資金繰りにお困りの農林漁業者を支援します。

【支援の内容】

農林漁業セーフティネット資金や農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置。

【対象者】

認定農業者等



農水省ホームページ

【農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）】

▷農業経営基盤強化資金とは

農業経営の改善のために必要な長期資金です。

▷借入対象者

認定農業者であること

▷資金使途

農機具、農舎などの施設資金、長期運転資金（負債整理含む）など

▷借入限度額

個人は3億円（複数部門経営等は6億円）以内、

法人は10億円（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）以内

▷金利

当初5年間は、実質無利子 ※6年目以降の金利については所定の金利となります。

▷融資期間

25年以内（うち据置期間10年以内）

▷担保

実質無担保

▷取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫

▷問い合わせ先

（株）日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール TEL:0120-926-478）

最寄りの農協、信連など

【農林漁業セーフティネット資金】

- ▷農林漁業セーフティネット資金とは
一時的な影響に対し、経営の維持安定に必要な長期資金です。
- ▷借入対象者
認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織等
- ▷資金使途
長期運転資金
- ▷借入限度額
1年間の経営費又は粗収益に相当する額（いずれか低い方）、簿記記帳を行っていない方は、1,200万円以内
- ▷金利
当初5年間は、実質無利子 ※6年目以降の金利については所定の金利となります。
- ▷融資期間
10年以内（うち据置期間3年以内）
- ▷担保
実質無担保
- ▷取扱融資機関
(株)日本政策金融公庫
- ▷問い合わせ先
(株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール TEL:0120-926-478）
最寄りの農協、信連など

【経営体育成強化資金<前向き投資資金>】

- ▷経営体育成強化資金<前向き投資資金>とは
農業経営の改善のために必要な長期資金です。
- ▷借入対象者
主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など
- ▷資金使途
農機具、農舎などの施設資金、長期運転資金（※）
（※長期運転資金は集落営農組織などに限る）
- ▷借入限度額
貸付けを受ける者が負担する額の80%
ただし、前向き投資資金と償還負担軽減資金を合計して、個人1.5億円、法人5億円の範囲内
- ▷金利
当初5年間は、実質無利子 ※6年目以降の金利については所定の金利となります。
- ▷融資期間
25年以内（うち据置期間3～10年以内）
- ▷担保
実質無担保
- ▷取扱融資機関
(株)日本政策金融公庫
- ▷問い合わせ先
(株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール TEL:0120-926-478）
最寄りの農協、信連など

【経営体育成強化資金＜償還負担軽減資金（①再建整備資金）＞】

▷経営体育成強化資金＜償還負担軽減資金（①再建整備資金）＞とは
償還負担の軽減を図るために必要な長期資金です。

▷借入対象者

主業農業者、認定新規就農者など

▷資金使途

制度資金以外の負債整理資金

▷借入限度額

個人は 1,000 ～ 2,500 万円以内、法人は 4,000 万円以内

ただし、前向き投資資金と償還負担軽減資金を合計して、個人 1.5 億円、法人 5 億円の範囲内

▷金利

当初 5 年間は、実質無利子 ※ 6 年目以降の金利については所定の金利となります。

▷融資期間

25 年以内（うち据置期間 3 年以内）

▷担保

実質無担保

▷取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫

▷問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール TEL:0120-926-478）

最寄りの農協、信連など

【経営体育成強化資金＜償還負担軽減資金（②償還円滑化資金）＞】

▷経営体育成強化資金＜償還負担軽減資金（②償還円滑化資金）＞とは
償還負担の軽減を図るために必要な長期資金です。

▷借入対象者

主業農業者、認定新規就農者など

▷資金使途

制度資金以外の負債整理資金

▷借入限度額

経営改善計画期間中（個人：5 年間、法人：10 年間）に支払われる既往借入金等負債の各年の支払金の合計額

ただし、前向き投資資金と償還負担軽減資金を合計して個人 1.5 億円、法人 5 億円の範囲内

▷金利

当初 5 年間は、実質無利子 ※ 6 年目以降の金利については所定の金利となります。

▷融資期間

25 年以内（うち据置期間 3 年以内）

▷担保

実質無担保

▷取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫

▷問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール TEL:0120-926-478）

最寄りの農協、信連など

【農林漁業施設資金】

- ▷農林漁業施設資金とは
施設の整備等のために必要な長期資金です。
- ▷借入対象者
 - ①農業を営む者
 - ②農業協同組合、農業協同組合連合会等
- ▷資金使途
農機具、共同利用施設などの施設資金
- ▷借入限度額
 - ①は原則、貸付けを受ける者が負担する額の80%（但し、資金使途によっては上限額あり）
 - ②は負担額の80%
- ▷金利
当初5年間は、実質無利子 ※6年目以降の金利については所定の金利となります。
- ▷融資期間
 - ①は原則15年（うち据置期間3年）以内
 - ②は原則20年（うち据置期間3年）以内
- ▷取扱融資機関
(株)日本政策金融公庫
- ▷問い合わせ先
(株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール TEL:0120-926-478）

【農業近代化資金】

- ▷農業近代化資金とは
農業経営の改善のために必要な長期資金です。
- ▷借入対象者
認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など
- ▷資金使途
農機具、農舎などの施設資金、長期運転資金
- ▷借入限度額
個人は1,800万円以内、法人・団体は2億円まで
(農業参入法人は1億5千万円まで)
- ▷金利
当初5年間は、実質無利子 ※6年目以降の金利については所定の金利となります。
- ▷融資期間
資金使途に応じて、7～20年以内
(うち据置期間は2～7年以内)
- ▷保証
農業信用基金協会の保証を利用される場合、実質無担保で当初5年間は保証料免除
※6年目以降の保証料については所定の保証料となります。
- ▷取扱融資機関※
農協、信連、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用組合
※都道府県と利子補給契約を結んでいる融資機関

【農業経営負担軽減支援資金】

- ▷農業経営負担軽減支援資金とは
償還負担の軽減を図るために必要な長期資金です。
- ▷借入対象者
負債の償還が困難となっている農業者
- ▷資金使途
負債整理資金
- ▷借入限度額
営農負債の残高
- ▷金利
当初5年間は、実質無利子 ※6年目以降の金利については所定の金利となります。
- ▷融資期間
10年以内(うち据置期間3年以内) ※ただし、年間償還額からみて、特に必要があると認められる場合は、15年以内
- ▷保証
農業信用基金協会の保証を利用される場合、実質無担保で当初5年間は保証料免除
※6年目以降の保証については所定の保証料となります。
- ▷取扱融資機関※
農協、信連、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用組合
※都道府県と利子補給契約を結んでいる融資機関

16. 感染拡大防止対策に伴うマスクの配付 (市)

問い合わせ先：健康増進課 ☎ 33-3691

【支援の目的】

妊婦の方、人工透析を受けている方または腎臓機能・呼吸器機能障害のある方で重症化しやすい方に、感染拡大の防止のためマスクを配付します。

【支援の内容】

母子手帳交付時、身体障害者手帳交付時に、マスクを1人1回、30枚を配付します。

また、本市に里帰り出産のために居住する妊婦に対し、申請時から出産予定日までの日数分(上限30枚)を配付します。

【対象者】

次の各号のいずれかに該当する方

- ①本市に住民登録がある妊婦の方
- ②本市に住民登録がある方で現在、人工透析を受けている方、又は「腎臓機能障害」の身体障害者手帳をお持ちの方
- ③本市に住民登録があり、「呼吸器機能障害」の身体障害者手帳をお持ちの方
- ④本市に里帰り出産のため居住し、マスク配布を希望する妊婦の方

【必要書類等 (要件)】

妊婦及び腎臓機能障害・呼吸器機能障害をお持ちの方は、銚田市に住民登録があり、母子手帳や障害者手帳等により内容が確認できること

里帰り妊婦は、母子手帳(出産予定日・出産予定医療機関を確認します)

【申請期限】 当面の間

【申請方法】

妊婦及び腎臓機能障害・呼吸器機能障害をお持ちの方は、母子手帳交付日又は障害者手帳の交付時に配付します。

出産のために銚田市に居住する方は、母子手帳を持参し、保健センターで申請してください。



市ホムページ(マスク)



市ホムページ(里帰り)

17. 妊婦に対するマスクの配付（国）

問い合わせ先：健康増進課 ☎ 33-3691

【支援の目的】

妊婦は、特に体調管理に気をつける必要があり、一般的に、妊婦の方が肺炎にかかった場合には重症化する可能性があるため感染予防を図ります。

【支援の内容】

6月1日時点で銚田市に住民登録がある妊婦に、予定日の早い方から順に2枚配付

【対象者】

6月1日時点で銚田市に住民登録がある妊婦

【申請期限】

なし

【申請方法】

保健センターから郵送しますので、申請はありません。

（翌月以降も希望の方は、銚田保健センターへご連絡ください）

18. 徴収猶予の「特例制度」

問い合わせ先：収納課 ☎ 36-7494

【支援の目的】

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方に対して支援します。

【支援の内容】

納期限から1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で、猶予の期間中は延滞金がかかりません。

猶予対象税目は令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する固定資産税、軽自動車税、市・県民税、国民健康保険税、法人市民税です。

※徴収猶予は猶予制度となり、減免の制度ではありません。

納税義務は消滅しませんのでご注意ください。

【対象者】

次の①、②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年度同期に比べて概ね20%以上減少していること

②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること

【必要書類等】

- ・徴収猶予申請書（必須）
- ・新型コロナウイルスによる収入の減少を証明する書類（前年、当年分）
例）給与明細、預金通帳のコピー、売上帳、現金出納帳など

【申請期限】

関係法令の施行から2か月後（令和2年6月30日）、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日まで

【申請方法】

必要書類を郵送やeLTAXでの電子申請で提出。

※窓口での申請も可能ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため郵送やeLTAXでの提出にご協力をお願いします。



市ホームページ

19. 水道料金・下水道使用料の徴収猶予

問い合わせ先：水道課 ☎ 32-4333
下水道課 ☎ 32-8381

【支援の目的】

新型コロナウイルスの影響により上下水道料金等の納付が困難な方に対して支援します。

【支援の内容】

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対して、上下水道料金等の徴収猶予（お支払い期限の延長）を行います。

【対象者】

次のいずれかに該当する方

- ・新型コロナウイルスの影響により、収入が減少し生活が困窮している方
- ・新型コロナウイルスの影響により、事業活動が厳しい事業者の方
- ・生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付対象者

【必要書類等】

- (1) 徴収猶予申請書
- (2) 新型コロナウイルスによる収入の減少を証明する書類
例) 給与明細, 離職証明書など
- (3) 印鑑

【申請方法】

必要書類等を揃えて、水道事務所へ来所してください。



市ホムペ -ジ

20. 国民年金保険料の減免等について

問い合わせ先：保険年金課 ☎ 36-7646

【支援の目的】

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少等により、国民年金保険料の納付が困難となった方の、保険料納付を免除・猶予する制度。

【支援の内容】

国民年金保険料納付の免除・納付猶予制度

【対象者】

国民年金第1号被保険者の方で、以下の2点いずれにも該当する方

- (1) 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方
- (2) 令和2年2月以降の所得等の状況からみて、当年中の所得の見込額が国民年金保険料の免除基準相当になることが見込まれる方

【必要書類等（要件）】

対象者欄1および2に該当する方で以下の書類を提出

- (1) 国民年金保険料免除、納付猶予申請書
- (2) 所得の申立書

※学生の場合は学生証等が必要となります

【申請期限等】

令和2年5月1日から受付中

対象期間：令和2年2月分以降の国民年金保険料

【申請方法】

申請書等の提出

提出先：市役所保険年金課、各市民センター、最寄りの年金事務所

※郵送による手続きも可能



市ホムペ -ジ

21. 特別定額給付金事業

問い合わせ先：社会福祉課 ☎ 36-7321

【支援の目的】

緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでいる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服するため、感染拡大防止に留意しつつ給付金を交付し、家計への支援を行います。

【給付金額】

給付対象者 1 人につき 10 万円を給付する

【給付対象者】

基準日（令和 2 年 4 月 27 日）において、住民基本台帳に記載されている方
※ 3 カ月以上の在留期間を有し、住民基本台帳に記載されている外国人を含む

【申請・受給者】

原則として基準日（令和 2 年 4 月 27 日）における世帯主

【給付の申請及び給付の方法】

感染防止の観点から、給付金の申請は次の①及び②を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の口座への振り込みを行う。

やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認める。その際、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染防止策の徹底を図る。

手続①：郵送申請方式

市区町村から、受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しを返送して申請。

手続②：オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名による本人確認が可能のため、本人確認書類は不要）。



市ホムペへ

【申請期限】 令和 2 年 8 月 17 日（月）

22. 住居確保給付金（家賃）

問い合わせ先：社会福祉課保護グループ ☎ 36-7929

【支援の目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給します。

【支援の内容】

離職等により経済的に困窮し、住宅を失ったまたは失うおそれのある方に、就職に向けた活動をするなどを条件に、原則 3 カ月間、家賃相当額（上限あり）を市から住宅の貸主に支給します

【対象者】

離職・廃業をした日から 2 年以内、またはやむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

【支給要件】

- (1) 申請月の世帯収入が一定額以下であること
- (2) 預貯金及び現金の合計額が、一定額以下であること
- (3) 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

【支給期間】

原則3カ月（求職活動等を誠実にやっている場合は3カ月延長可能（最長9カ月まで））

【申請方法】

銚田市社会福祉課保護グループまでご相談ください。

23. 緊急小口資金の貸付

問い合わせ先：銚田市社会福祉協議会 ☎ 32-5831

【支援の目的】

新型コロナウイルスの影響を受け、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

【支援の内容】

- ▷貸付上限 20万円以内
- ▷据置期間 1年以内 ▷償還期限 2年以内 ※無利子・保証人不要

【対象者】

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯



銚田市社会福祉協議会

【必要書類等】

- (1) 借入申込書 (2) 借用書 (3) 重要事項説明書
- (4) 収入の減少状況に関する申立書 (5) 住民票謄本(世帯全員が記載されたもの)
- (6) 預金通帳またはキャッシュカード(コピー) (7) 本人確認書類(コピー)

【申請方法】

必要書類を郵送または持参して申請ください。(原則郵送)
※銚田郵便局、中央労働金庫でも申し込み可能です。



日本郵便

24. 総合支援資金の貸付

問い合わせ先：銚田市社会福祉協議会 ☎ 32-5831

【支援の目的】

新型コロナウイルスの影響を受けた失業または収入の減少により、日常生活の維持が困難となった場合に、生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

【支援の内容】

- ▷貸付上限 ①2人以上の世帯：月20万円以内
②単身世帯：15万円以内
※貸付期間は原則3カ月以内
- ▷据置期間 1年以内 ▷償還期限 10年以内 ※無利子・保証人不要

【対象者】

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

【必要書類等】

- (1) 借入申込書 (2) 借用書 (3) 重要事項説明書
- (4) 収入の減少状況に関する申立書 (5) 住民票謄本(世帯全員が記載されたもの)
- (6) 預金通帳またはキャッシュカード(コピー)
- (7) 本人確認書類(コピー)

【申請方法】

必要書類を郵送または持参して申請ください。(原則郵送)



銚田市社会福祉協議会

25. 子育て世帯への臨時特別給付金支給事業

問い合わせ先：子ども家庭課 ☎ 36-7935

【支援の目的】

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対して、臨時特別給付金を支給します。

【支援の内容】

児童手当の受給者に対し、対象児童1人につき1万円を給付する制度です。

【支給対象者】

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している方。ただし、所得制限を超えているため、特例給付として児童1人につき月額5,000円を受給している方は対象外です。

【対象児童】

令和2年4月分の児童手当の受給対象となっている児童(平成16年4月2日～令和2年3月31日生まれ)。ただし、3月分の児童手当の対象となっている児童は、4月から新高校1年生となっている場合も対象です。

【申請方法】

「公務員以外の方」…支給申請は不要です。

「公務員の方」…所属庁から配布される申請書を令和2年9月30日までに提出。



市ホームページ

26. ひとり親家庭に「銚田こだわりごはんチケット」を配布

問い合わせ先：銚田市社会福祉協議会

銚田本所 ☎ 32-5831

旭支所 ☎ 37-3571

大洋支所 ☎ 34-5200

【支援の目的】

新型コロナウイルス感染症対策として、外出自粛や小中高等の臨時休校に伴う、特にひとり親家庭の保護者の心理的・経済的負担の支援を図るとともに、売上げが減少している市内飲食店への応援を行います。

【支援の内容】

市内の出前・持ち帰りに対応している飲食店で利用できる「銚田こだわりごはんチケット」を対象者1人あたり5,000円分配布します。

【対象者】

銚田市に住民登録があるひとり親(または両親のいない)家庭のH14.4.2以降に生まれた子ども

【申請期限】

令和2年7月31日まで

【申請方法】

問い合わせ先までお電話いただくか、来所のうえお申し込みください。



銚田市社会福祉協議会

27. 小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方）

問い合わせ先：学校等休業助成金・支援金、
雇用調整助成金コールセンター
☎ 0120-60-3999（9:00～21:00）

【支援の目的】

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に
通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、
有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業を助成します。

【支給額】

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

※支給上限は1日あたり8,330円（4月1日以降の休暇については15,000円に上限を引上げ予定）

【対象者】

①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の
年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した
小学校等に通う子ども

※小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類す
る課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、放課後等デイ
サービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子ども
の一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

【適用日】

令和2年2月27日～6月30日（9月30日まで延長予定）の間に取得した
有給の休暇 ※春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。



厚生労働省

【申請期限】

令和2年9月30日まで（12月28日まで延長予定）

28. 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方）

問い合わせ先：学校等休業助成金・支援金、
雇用調整助成金コールセンター
☎ 0120-60-3999（9:00～21:00）

【支援の目的】

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話を
行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

【支給額】

就業できなかった日について、1日あたり4,100円（定額）

（4月1日以降の就業できなかった日について支給額を1日あたり7,500円に引上げ予定）

【対象者】

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を
満たす方

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等に通う子ども
- ※小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等
- ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

一定の要件

- 個人で就業する予定であった場合
- 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容、業務を行う場所・日時などについて一定の指定を受けているなどの場合

【適用日】

令和2年2月27日～6月30日（9月30日まで延長予定）の間に取得した有給の休暇 ※春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

【申請期限】

令和2年9月30日まで（12月28日まで延長予定）



厚生労働省

29. 「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」

問い合わせ先：各大学等

【支援の目的】

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入の激減、アルバイト収入の激減・中止等学生生活にも経済的な影響が顕著となってきた中で、更なる状況の悪化に伴い、特に家庭から自立した学生等において、大学等を中退せざるを得ないような事態も想定されることから、給付金による支援を行います。

【支援の内容】

家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、今回の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で当該アルバイト収入が大幅に減少し、大学等での修学の継続が困難になっているものに給付金を給付します。

給付額 住民税非課税世帯の学生：20万円
 上記以外の学生：10万円

【対象者】

国公私立大学（大学院含む）・短大・高専・専門学校（※留学生を含む）の学生で次の①～⑥の要件を満たし、大学側が学生の自己申告状況等に基づき総合的に判断したもの

- (1) 家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること
 - ①家庭から多額の仕送りを受けていない
 - ②原則として自宅外で生活をしている（自宅生も可）
 - ③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
 - ④家庭の収入減少等により、家庭からの追加的給付が期待できない
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その収入が大幅に減少していること
 - ⑤アルバイト収入が大幅に減少していること（▲50%以上）

(3) 既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っていること

⑥ 原則として既存制度について以下のいずれかの条件を満たすこと

- イ) 修学支援新制度の区分Ⅰ（住民税非課税世帯）の受給者（今後申請予定の者を含む。以下同じ）
 - ロ) 修学支援新制度の区分Ⅱ・Ⅲ（住民税非課税世帯に準ずる世帯）の受給者であって、無利子奨学金を限度額（月額5～6万円）まで利用している者（今後利用予定の者を含む。以下同じ）
 - ハ) 世帯所得が新制度の対象外であって、無利子奨学金を限度額まで利用している者
- 二) 要件を満たさないため新制度又は無利子奨学金を利用できないが、民間等を含め申請可能な支援制度を利用している者



文部科学省

【申請方法等】

在学している各大学等に申請してください。

30. 中小事業者等に対する固定資産税の軽減措置

問い合わせ先：税務課 ☎ 36-7454

【支援の目的】

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等の税負担を軽減します。

【支援の内容】

① 「令和3年度」固定資産税の軽減措置

厳しい経営環境にある中小事業者等に対し、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を減免します。

② 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、運用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加え、適用期限を2年延長します。

※申請方法など詳細が決定次第、改めてお知らせいたします。

31. 各種証明書発行手数料の免除について

問い合わせ先：市民課 ☎ 36-7157
税務課 ☎ 36-7446

【支援の内容】

新型コロナウイルス感染症関連の助成金、給付金及び貸付等の申し込みや申請を行うにあたり、必要書類として添付する証明書について、発行手数料を免除します。

【手数料が免除される証明書】

- ▷住民票の写し
- ▷印鑑登録証明書
- ▷所得（等）証明書
- ▷課税（非課税）証明書
- ▷納税証明書 等

【申請方法】

窓口で申請する際に、新型コロナウイルス感染症関連の助成金、給付金及び貸付等の申請に使用することをお申し出ください。

なお、助成金、給付金及び貸付等の内容（申請用紙等）がわかるものを提示してください。

※窓口以外（郵送、コンビニ交付）での申請を希望される方は、事前にお問い合わせください。

【実施期間】 当面の間実施します。



市ホムページ

32. 県内の相談窓口について

▷感染症相談窓口

茨城県新型コロナウイルス感染症相談専用電話

☎ 029-301-3200 24時間対応（土日・祝日含む）

潮来保健所（帰国者・接触者相談センター）

☎ 0299-66-2114 平日9時から17時

▷休業要請および協力金の相談

茨城県休業要請・協力金対策チーム

☎ 029-301-5375 9時から17時（土日・祝日含む）

▷経営などの相談

県中小企業団体中央会 ☎ 029-224-8030

県信用保証協会 ☎ 029-224-7811

▷労働問題の相談

いばらき労働相談センター ☎ 029-233-1560

▷児童虐待や家庭内暴力（DV）相談

児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189（近くの児童相談所につながります。）

県女性相談センター

☎ 029-221-4166 平日9時から21時（土日祝日9時から17時）

県警女性専用相談

☎ 029-301-8107 24時間対応（土日・祝日含む）

▷消費者トラブル

県消費生活センター ☎ 029-225-6445

消費者ホットライン ☎ 188（近くの消費生活センター等につながります。）

▷心の相談

いばらきこころのホットライン

☎ 029-244-0556 平日9時から12時・13時から16時

土日フリーダイヤル ☎ 0120-236-556（祝日除く）

▷県政全般の相談

県民相談センター ☎ 029-301-2147

※ 新型コロナウイルス関連の支援事業につきましては、随時新たな支援制度が決まったり、今の支援制度の基準が緩和されたりしています。

新しい情報については、広報ほこた・鉾田市ホームページなどにより、適宜、お知らせしてまいります。

ともに困難を乗り越えるため、ご協力くださいますようお願い申し上げます。